

戦没者等の遺族に 特別弔慰金が支給されます

☎ 社会福祉課 (☎65-6536)

【対 象】

戦没者死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. ①②③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

【支給内容】額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期限】平成30年4月2日(月)

※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受けることができなくなります。

※請求手続き後、国債交付まで1年以上かかりますので、ご了承ください。

※お心当たりのある人は、担当課までご相談ください。

転入・転居時の住宅改修に 助成します

☎ 建築住宅課 (☎65-6536)

市内への定住を希望する人が中古住宅等を得・改修する場合、改修費の一部を助成します。別居していた子どもが市内に住む両親と同居するために、両親の実家を改修する場合も含みます。

【対象住宅】申請者および配偶者の3親等内の親族が所有する市内の住宅、または4月1日以降に売買もしくは賃貸借契約が成立した中古住宅

【対象者】4月1日以降に市内の対象住宅に転入または転居した(予定を含む)45歳未満の人

【対象工事】全体の工事が30万円以上で、市内に事業所や営業所がある建設業者が施工し、平成29年2月末までに完了する工事

【申請時期】工事着工前

【助成額】工事費の10%相当額(上限20万円)

次に該当する場合は、さらに工事費の3.5%(上限40万円)を加算

- ① 満18歳未満の子を扶養し同居される世帯
- ② 65歳以上の親族が居住される世帯

※①、②どちらも該当する場合は上限80万円

※右記の条件を全て満たす場合は、最大100万円を助成します。

※詳しくは、担当課もしくは市ホームページ「定住住宅改修促進事業」をご覧ください。

子育て応援表彰候補者を 募集します

☎ 子育て支援課 (☎65-6514)

子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体を、「子育て応援事業者」として表彰します。

【対 象】

① 職場環境づくり部門

子育てしやすい職場環境づくりに積極的かつ継続的に取り組む事業者

② 地域子育て支援部門

子育て家庭への支援や、親子のふれあい活動の実施など、地域の子育て支援活動に貢献している団体

【応募方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、9月30日(金)までに直接左記まで。

※申込用紙は左記窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。条件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

【表 彰】

11月26日(土)開催のはくとふるフォーラム2016で表彰式を行います。

提出先

子育て支援課(西館1階)

〒526-8501 八幡東町632

☒ kosodate@city.nagahama.lg.jp

子育てサポーター養成講座の受講生を募集します

☎ 生涯学習課 (☎65-6552)

子育て中でアドバイスを求めている人や、地域で子どものために何かしたいと思っている人など、子育てに関心のある人のための講座です。

子育てについて共に学び、子どもも大人も笑顔で暮らせるような環境をみんなでつくりましょう。

【時 間】10時～11時30分

【定 員】80人

【対 象】子育てに関心のある人ならどなたでも。

■4講座以上の受講者には修了証書をお渡しします。

開 講 日	場 所	内 容	講 師
9月2日(金)	六荘公民館	すくすく子育て ～子育てを楽しく～	さいとう助産院 院長 齋藤 智孝 氏
9月16日(金)	市役所本庁舎 多目的ルーム	子育てに悩む保護者への寄り添い ～心のこもった支援とは～	長浜市教育センター 伊藤 路子 指導員
9月27日(火)	市役所本庁舎 多目的ルーム	子どもへのじょうずなかかわり方	滋賀文教短期大学 大橋 英子 教授
10月5日(水)	高月公民館	発達が気になる子どもと その支援のあり方	長浜市教育センター 上杉 晴美 スーパーバイザー
10月12日(水)	市役所本庁舎 多目的ルーム	いつでも どこでも しあわせに 生きていける子の育み方	「えじそんママ」 代表 岩室 智子 氏

交通事故などで保険診療を受ける場合 届出をお願いします

☎ 保険医療課 (☎65-6527)

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気の治療費(医療費)は、本来加害者が負担すべきものですが、届出により保険診療や福祉医療費の助成を受けることができます。

この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求しますので、警察署

と国民健康保険や後期高齢者医療、福祉医療の窓口(保険医療課)まで、すぐに届出してください。



【届出に必要なもの】

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 念書
- ・ 被保険者証(福祉医療費受給券)
- ・ 印鑑
- ・ 交通事故の場合は事故証明書
(自動車安全運転センター発行)

【次の場合も第三者行為です】

- ・ 自転車同士の事故
- ・ 暴力行為によるケガ
- ・ 他人の飼犬にかまれた など

【注意】

加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。

加害者に請求する分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行うと、保険者が加害者に請求できなくなり、被害者自身に負担いただく場合があります。

※次のような場合は、保険診療などを受けられません。

- ・ 勤務中や通勤途中での事故
(労災保険の対象)
- ・ 不法行為による事故
(飲酒運転など)